

障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク通信 2018年春・北区戸田市大会特集号

【代表】でんだひろみ（さいたま市議会議員）

【文責】古庄 和秀（大牟田市議会議員）〒836-0801 大牟田市柿園町 1-1-15-803

期 日 2018年1月24日（水）～27日（土）

場 所 埼玉県庁、さいたま市役所、全国菓子工業組合連合会、衆議院第一議員会館、
北区役所、戸田市議会、埼玉県立小児医療センター、ラフレさいたま

研修視察内容

- (1)埼玉県庁の先進事業視察①「チームぴかぴか」
- (2)埼玉県庁の先進事業視察②「アンテナショップかつぽ」
- (3)さいたま市の先進事業視察「さいたまステップアップオフィス」
- (4)お伊勢さん菓子博における合理的配慮のご報告
- (5)衆議院会館①「熊本地震における障害者にかかる諸課題」
- (6)衆議院会館②「浦上駅仮駅舎エレベータ設置に至るまでの検証」
- (7)衆議院会館③「これから障害福祉についての意見交換」
- (8)北区の先進事業視察①「北区防災センター」
- (9)北区の先進事業視察②「介護と医療の連携強化」
- (10)戸田市の先進事業視察「戸田市政策研究所」
- (11)埼玉県立小児医療センター・常設アンテナショップ「おかし屋マーブル」
- (12)障害当事者議員に対する合理的配慮のモデル案の協議

参加者 29名（介助者、研究者含む）



【巻頭言】

この冬は異常といつてもよいくらいの厳しい寒さが続いている。首都圏でも一晩に10センチ以上積もるような雪が降った。慣れぬ雪に首都高速は大混乱し、日常生活にも多大な影響が出た。まさにそのような状況の中「政治参加ネット」17年度冬の大会が開催された。厳しい天候の中、29名が参加し、一部に遅れて参加するメンバーもいたが、24日のオプショナル視察も含め、4日間、事故もなく、無事に終了した。今回のメニューは当会の会員である聴覚障害の議員の所属する東京北区と埼玉県戸田市の視察、議員会館での厚労省・国交省との意見交換、そしてネットの総会と会員間の情報交換。毎度のことだが九州ブロックのメンバーが1分たりとも無駄にしないというような綿密なスケジュールを考えてくれた。初めての参加者も多く、聴覚障害、視覚障害、歩行困難と障害も様々、それに障害者の政治参加について調査・研究なさっている三重大学の先生も最初から最後まで懇親会含めご参加くださり、主催者側としては大変な部分もあったが有意義な大会になったと思う。

最終日の総会では、障害当事者議員に対する合理的配慮のモデル案を協議するとともに、今後の広報や他機関が発行する機関誌等への投稿の在り方などが熱心に論議され、結論には至らなかったものの、障害当事者議員の誕生、活動の拡大に目的を絞って、当会の活動を進めていくとともに、それに沿った広報になるように改善していくとの結論に至った。

さらに、次期大会を7月に茅ヶ崎市、藤沢市での開催を決定した。



(1) 埼玉県庁の先進事業視察①「チームぴかぴか」

職員へのアイディア公募で特別支援学校進路指導の先生の発案で始まった障害者雇用促進に向けたモデル推進事業（「チームぴかぴか」事業）です。

この事業の目的は、特別支援学校の卒業時に一般企業への就職ができなかった方等を、埼玉県教育委員会の非常勤職員として雇用して、日々の業務を通して就労スキルの向上を図ることで一般企業への就職を支援するものです。また、事業の成果を伝えるなど学校と連携した取組を進めることで、より多くの生徒の一般企業への就職実現を目指します。

活動場所は2ヵ所。当初は、南部拠点の埼玉県庁第2庁舎10階、特別支援教育課分室だけでしたが、北部拠点として行田市の埼玉県立総合教育センター内に平成28年度新設されました。

運営体制は、メンバーとして、知的な障害のある方（県立特別支援学校卒業生等）12名×2拠点、支援者として、支援員4名×2拠点で運営されていました。

メンバーさん、支援員さんとも県教育委員会の非常勤職員として雇用されていました。県庁職員なので、10万円以上の給与をもらわっていました。ただ、一般企業への就職を目指す方ばかりですので、面接等の就職活動は勤務時間とは算定せず、有休などをとって活動してもらっているとのことでした。メンバーの定員は各拠点12名ですが、一般企業への就職が決まり、欠員が生じた際は追加募集をします。

9時～16時の6時間、週5日勤務です。

業務内容は、庁内各課や教育機関等から依頼される様々な業務に取り組んでいます。

（主な業務の例）

定例業務：文書・郵便物の集配、リサイクル用紙の回収・作成、除草、植栽の管理など

随時業務：廃棄文書のシュレッダー、文書の帳合い・封入・発送、名刺の印刷、データ入力など

※除草や植栽の管理は北部の行田市の教育センターでの業務。



この事業を発案され、現在担当されている指導主事から説明を受けました。その方は、この職場は最初から目標とするところではなく、どうしても進路が決まらなかった特別支援学校高等部の卒業生が、職場体験を積みながら次のステップに移ってもらう事業であることを強調されました。教育委員会の特別支援教育課内にあり、進路指導主事の経験がある担当者が対応することにより、一人一人に応じた対応ができる一方、知事部局への経験の蓄積等が課題であると思いました。

大牟田市では、障害者自立支援・差別解消協議会内に障害のある方の就労体験と市役所内での職場体験の蓄積を目的に「行政機関における職場実習プロジェクト会議」ができて7年目になります。また、障害者雇用促進法が改正され、知的、精神障害者も雇用していく責務が出てきました。このような流れを総合的に判断し、参加者の自治体においても知的障害者を雇用する仕組みづくりが必要であると痛感しました。

(2) 埼玉県庁の先進事業視察②「アンテナショップかっぽ」

埼玉県庁内第二庁舎1Fの「アンテナショップかっぽ」。県内各地の団体の障害当事者が交代でお店番に入る「福祉の店」で、店舗や県庁内各課を周って販売活動をされていました。

営業時間は、10時～16時、定休日は、土・日・祝日。
店舗での販売の他、午前中は各課へのお弁当配達、午後は、
飲料・お菓子などの移動販売をしているとのことでした。



「アンテナショップかっぽで～す！」と、大きな声を出しながら県庁内を練り歩くことで、障害当事者の社会参加の促進と県庁内での障害理解の促進の目的があると感じました。

設立から20年との長い歴史があり、この間、一貫して自主運営に徹せられ、補助金も受けず、加盟団体による運営協議会において店番から機関誌の発行までされている自主運営体制は、各地の自治体並びに事業者、団体も学ぶべきところは多いにあります。



一方で、課題としては加盟団体の商品が少ないこと、毎日の弁当の納品数が少なく、予約のみで売り切れること、県庁内にコンビニエンスストアが入ったことなどがあげられます。

現地視察の後、会議室で、かっぽ運営協議会の皆さんと県庁の担当者との意見交換も行い、20年の実績を他部局の政策や優先調達推進法の理解促進、周知啓発に結び付けるには更なる部局間の連携が必要であると感じました。

(3) さいたま市の先進事業視察「さいたまステップアップオフィス」

民間企業等での就労をめざす知的・精神障害者が、就労経験を積むためのステップアップの場として、さいたまステップアップオフィスを平成26年12月に市役所内に開設されました。



民間企業等へ直接就職することが困難な方を市の非常勤職員として採用し、庁内各課から依頼を受けた郵送物の封入作業や資料作成などの業務を行っています。最長3年の雇用期間中、市がスキルアップ支援などを行い、課題の改善及び就労に向けたスキルの習得状況や就職のタイミングを検討した上で、民間企業等とのマッチングを行います。



オフィスマネージャーという4名の正規、再任用職員で、最大10名の障害当事者、オフィススタッフを受け入れられています。

一人一人との面談と目標設定を重視され、一人ひとりに適切な作業内容に取り組まれていました。障害特性に応じて、封筒へのラベル貼り、封入作業、糊付け作業、折り機を

使った三つ折り作業、名刺印刷などに取り組まれていました。毎日、終礼が行われ、一人ひとりが一日を振り返り、共有化されていました。作業の正確さが評価され、発送作業などはラベル貼りから封入、糊付け、発送まで任されるようになったとのことでした。

ただ、この制度と知的・精神障害者の正規雇用の導入との連携の検討はなく、正規職員の採用に向けては、採用試験、採用後の障害特性に応じた職場配置、各職場における障害特性の理解など複数の課題が残ると感じました。

(4) お伊勢さん菓子博における合理的配慮のご報告

全国菓子工業組合連合会を訪問し、要項P8を示しながら、お伊勢さん菓子博における障害者に対する合理的配慮について報告しました。ひろしま菓子博においては、「すべての来場者の安全のために」という根拠なき核心に基づき、電動車いすとベビーカーを入場させないとの差別事象が起きました。広島県、広島市が実行委員会に参画し、職員が出向し事務局として大会を運営する中で、起こしてはならない差別事象が起きました。更に大会終了後の平成28年4月1日からは障害者差別解消法が施行され、行政機関には差別の禁止と過度な負担のない範囲で合理的配慮の提供が義務化されました。一連の経過において、行政が参画する各種事業において、差別事象が起こらないためにも、次のお伊勢さん菓子博における障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供を検証視察し、各自治体の事業運営に生かすとともに、全菓連に報告しました。今回は「赤福」の会長が三重県菓子工業組合と三重交通の会長を兼ねられていたことから、低床バスの変更等も円滑に行われたことなどを報告しました。

(5)～(7) 衆議院会館での活動報告

以下(5)は、平成28年8月の熊本大会でまとめ上げた提言を小宮山泰子衆議院議員事務所を通じ、同年10月に東京ブロックと事務局の村上ひろし熊本市議会議員で政府へ提言したものです。その時に一部は回答頂きましたが、この度、障害者政治参加ネットの全国大会の1行事として、国土交通省、厚生労働省に提言するにあたり、新たな改善点などについて意見交換しました。(6)～(7)は、要項の提言を小宮山泰子衆議院議員事務所を通じ、事前に送付し、回答を頂くとともに、障害当事者の現状を伝え、貴重な意見交換ができました。

(5) 衆議院会館①「熊本地震における障害者にかかる諸課題」

1. 災害時の要配慮者の安否確認・状況確認については、災害対策基本法改正の趣旨から、要支援者名簿の作成、提供の取り組みを促進していくとの回答を頂きました。

3. 福祉避難所の受け入れ人数の把握などしっかり行なっていく必要があるとの回答を頂きました。



(6) 衆議院会館②「浦上駅仮駅舎エレベータ設置に至るまでの検証」



要項P13のように、平成27年夏の長崎大会において、浦上駅の仮設工事期間中、車いす利用者などが利用できなくなるとの相談を受け、平成28年1月に国土交通省と意見交換し、その後の関係者のご尽力により、平成29年3月に、仮設エレベーターが設置されました。

要項をもとにした意見交換では、「仮設の浦上駅の工事期間中は、機能が損なわれる場合に保証するのは当然であり、今まで移動できたのが出来なくなる時は、別の方法を用いるのは当然のことです。よって浦上駅の件は、対応自体が悪かった。」との答弁がありました。

また、その具体的な対応については「既存のバリアフリー対策を行うことが困難な場合もある。その時は、人的対応などで代替え案を講じることもある。」との補足もありました。さらに、「国交省の意見としては、工事によりバリアフリーが損なわれるようなことはあつ

てはならないと考えている。必ず移動手段などは保証する。」との力強いお答えも頂きました。さらに、要項P20「5. 本会から国土交通省へのご提案」の「（1）バリアフリー対応型／非対応型駅の考え方について、柔軟な考え方を取り入れてください。」については、「しっかりと情報共有できるようにしていきたい。」との答弁に留まりました。

さらに、「（1）障害者用ICカードの相互利用」については、割引自体が各鉄道事業者の自主的な判断であるため、ICカードの相互利用も鉄道事業者の自主性に任せたいとの答弁でしたので、ICカードの相互利用により、障害当事者の移動が格段に便利になるので、障害者差別解消法の合理的配慮の提供の観点からも事業者まかせではなく、国土交通省が率先して対応頂きたいと提言しました。



（2）駅構内の多目的トイレの数を増やすべきとの提言については、まずは多目的トイレがない駅を優先して設置を促進したい旨の回答がありました。また、長時間利用の解消についてはマナー啓発に取り組むとの回答がありました。

次に（4）列車内の車いす乗車台数を増やす具体策については、今のところ1列車内に1スペース以上となっているが、今後は2つ以上、もしくは、1車両に1スペースという対応にしていきたいと思う旨の答弁がありました。

（5）無人駅での車いす乗降時のスロープ対応については、可能な限り事業所で対応頂きたいとの回答に留りました。

（9）多目的トイレの現実的な統一基準、ガイドライン等の必要性については、機能を分散していく必要があるとの方向性を示されました。そのうえで、トイレの設計については、設計者の考えに委ねられる部分が多いが、3月のバリアフリー新法の改正では、実際の車椅子の動きなどを想定して設計していくような基準を設けるようにしている旨の回答があり、参加者からは、設計の時点から障害当事者の方を入れるようにしてほしい旨の提言がありました。

（10）ホテルの新設、改修にあたっては段差のないユニットバス等の導入・普及については、15億円の補助の予算要求をしている旨の提言がありました。



（7）衆議院会館③「これからの障害福祉についての意見交換」

要項P23の65歳問題については、こちらの方から、「介護保険優先の原則はあるものの、配慮ある自治体では、上乗せする形で障害福祉サービスが使える。一方で、移動支援も使えない自治体もある。通知通達だけでは、広がっていない。もう一步踏み込んだ取り組みが必要になると思うが、どうか？」と見解を問うたところ、「市町村のばらつきがあるのは、認識している。自治事務の一部であるので、国としてはなかなか強制力を発揮できないところもあるが、このままではいけないという認識もある。」との明確な回答を得ました。

今後2025年問題で対象者は今後さらに増えていくので、しっかりとした対応をお願いしたところ、高齢障害者の利用者負担の軽減も踏まえてしっかり考えていく旨の回答を得ました。

次に、介護保険対象になった途端、車いす等が補装具給付から、介護保険のレンタルに移行することについては、オーダーメイドでなければ日常生活に支障をきたす場合はレンタルではなく給付できる旨の回答を得ました。

続いて、要項P24の「2. 改正障害者総合支援法並びに報酬改定について」の「（3）「重度

訪問介護の訪問先の拡大」の視点から「入院時の生活支援」の視点への転換の必要性」については、必要性の認識と財政的制約から障害支援区分6に限定したことに整合性がないことから、対象者の拡大について再考の必要性を提言しました。

次の「(4)地域生活支援拠点事業」の財源の裏付けがないことについては明確な回答はなく、少しでも多くの自治体で実施できるよう好事例集を作っていく旨の回答に留まりました。



続いて、要項P24の「3. その他、障害者総合支援法の諸課題について」の「(1) 居宅介護の通院等介助の報酬算定については実態に応じたものにしてください。」については、担当者がどの通知か不明とのことで、後日古庄と担当者で協議しました。通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」の「3. (4)ア 移動先における介助の取扱い」のなかの「なお、病

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とのくだりを根拠として、複数の自治体で、通院等介助に提供した時間のうち一部しか請求できていない現状を伝えたところ、2月13日の夕刻に担当者から、以下のような回答を得ました。

- ①同通知は、所謂中抜きを指導するものではない。
- ②基本的には、院内での介護は医療機関で対応することが原則であるが、待ち時間のうち、見守り、排泄介助など、市町村が必要と判断する介助時間は請求して良い。
- ③通院等介助の対応時間が計画時間を超えても請求して良い。ただし、その場合は、都度、サービス等利用計画を作り直してください。
- ④以上のこととは市町村、事業者にお伝えいただいて差し支えない。
- ⑤複数の市町村、事業者で、同通知を中抜きの指導と解釈され、事業者、利用者ともお困りのため、厚労省として再度通知されたいとの古庄からの要望については、厚労省としてはそのような意図は全くないので、通知にするのか主管課長会議資料などで周知するのか、また時期も含め上司と協議する。

並行して、大牟田市健康長寿支援課障害・援護担当課長とも、今後の大牟田市としての対応について協議しています。

続いて、「(2) 就労継続支援A型・非雇用型の賃金基準（月額3000円以上、※B型と同額）については、事業の趣旨・目的に応じた基準とすべきです。」については、「事業者も当事者もA型を希望してもその水準に至らない方の為に非雇用型を設けた。非雇用型で作業効率を高めて頂き、A型に移行して頂きたい。」との回答を得ました。さらに「その趣旨に反し、数年にわたり、非雇用型で通所している実態を把握されているか？」と尋ねたところ、「まったく知らないので、実態把握に努めたい。」との回答を得ました。

また、「(3) 就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所の適正な運用のための実態調査」については、検討する旨の回答を得ました。



(8) 北区の先進事業視察①「北区防災センター」

防災センターは、国の補助金などを使って総額約17億5千万で建築。区役所が万が一災害で対策本部を設置できない時、防災センターが災害対策本部となるよう放送設備など備えてありました。また備蓄倉庫機能も担っていました。他に合わせて全体で12カ所備蓄倉庫はあります。避難所をイメージできる模型などもあり、体験はできないが、想像できるようにしているとのことでした。



防災センターの主な事業は、専門講師による学習で、「自分の命は、自分で守る」という考え方を持って貰うことを大切にしてきました。最近は、「パパママ教室」を開催され、小さい子を持つ親に教育し、実際子供が避難所で非常食を食べれるか、偏食でたべれない時は、あらかじめ避難する時に食べられるものを持っていくなどしたほうがいい。など研修したそうです。

備蓄品は、災害時には、約7万4千人が避難するだろうと想定しているので、その人数の3日分備蓄しています。更新が十分ではないことが課題とのことでした。

北区では、少子高齢化進んで、学校の統廃合進んでいるため、避難所減っていて現在60カ所あるとのこと。統廃合後の学校には、さらに防災機能を充実させて建築するよう正在しているそうです。さらに52カ所の福祉避難所があるものの、区民の方に積極的に公開していないが、今後公開すべきか熟慮中とのことでした。

北区の災害の特徴としては、水害があげられます。荒川が流れしており、過去の台風で決壊したこともありました。決壊すると、北区の半分は、飲み込まれてしまうそうです。高台に避難するように指示しているが、数も限られている。また、周りにもゼロメートル地帯と言われている地区があるため、実際に水害被害が起きた時の想定は、北区だけではできないので、東京都の方で広域の避難を考えているところ。疎開をイメージして北区以外に避難する事も考えているところでした。

北区では、昼間の地域防災力の向上に向け中学生に対して防災訓練を実施されました。それは、中学生を将来の防災リーダーとして育成する一環として行なっていました。これは、地域防災計画のなかでもしっかりと位置付けているとのことでした。

また、防災担当職員含め、毎日4人体制で当直も行うなど、災害に対する危機管理が徹底されていることを痛感しました。

(9) 北区の先進事業視察②「介護と医療の連携強化」

詳しいPowerPointをもとに、様々な取り組みを説明頂きました。まず、「在宅介護医療連携推進会議」では、在宅療養協力支援病床確保事業、在宅療養相談窓口、多職種連携研修会、顔の見える連携会議など、官民連携の独自の取り組みについて説明を受けました。在宅の要介護者の症状の急変に対し、医療と介護が如何に柔軟に臨機応変に対応するかがいずれの自治体にも共通する課題であることを改めて認識しました。またその中で、介護と医療の関係者間で連絡を取るためのコミュニケーションのツールとして、「北区版介護医療連携共通シートマニュアル」を作成、更新され、在宅療養高齢者等の支援に必要な情報のやり取りを、介護と医療の関係者間で効果的かつ円滑に行ってありました。次に区民の方が必要な情報を収集できるように、紙ベースの「北区在宅療養あんしんハンドブック」と、パソコンやスマホで使える「医療社会資源情報検索システム」を作成され、診療所、病院、歯科診療所、薬局、訪問看護ステ

ション、訪問リハビリテーションなどの北区内の在宅療養に関する医療機関、医療機能をまとめてありました。さらに、飲み込みに不安のある在宅療養高齢者や介護者・ケアマネジャー等関係者が、飲み込みの状態を簡単にチェックし、相談につながるように「北区飲み込みチェックシートマニュアル」を作成され、口腔機能の低下を早めに気づき対応できるように取り組まれていました。豊富な事業の詳しい説明には、一貫して、北区行政、医療、介護等の全ての機関が協力してできる限り一人ひとりの在宅生活を支えていこうとされている姿勢を痛感しました。大牟田市でも認知症施策をはじめ、高齢者福祉の先進地といわれていますが、他自治体の先進事例も取り入れ、充実したものに補強していかなければいいと痛感しました。

(10) 戸田市の先進事業視察「戸田市政策研究所」

※視察項目の説明の前に、聴覚障害の佐藤太信議員が当選された後導入された音声認識システムの説明がありました。

説明にあたって戸田市では、聴覚障害者である佐藤議員が当選されてから音声認識システムを利用している。変換率だんだん上がっては来ているが、まだまだなところもある。との説明がありました。

佐藤議員からは、議会における情報提供については、手話通訳を利用していたが、話が早くて通訳もついていけないところがあるので、富士通の変換システム利用している。しかし、話す人の声や、喋り方によっては変換が上手くいかないところもある。今は、この2つを併用している。との説明がありました。

脳性麻痺で言語障害がある古庄の発言は写真のように殆ど誤変換でした。

●続いて、POWERPOINTに基づき、戸田市の概要と「戸田市政策研究所」の成功事例等の説明がありました。自治体が作ったシンクタンクとして10年やって来ている。

戸田市の概要として、人口の流入出が多い。平均年齢が若い。倉庫が多く、物流の拠点になっている。真っ平らな街で、坂がない。荒川決壊すると4m沈むといわれている。教育に力を入れている。戸田市で教育を受けさせるというのもシティープロモーションのひとつであると考えている。などの説明がありました。

客観的なデータに基づく比較分析で、強みを伸ばして、弱みを改善する取り組みをしている。地域優位性に基づく政策に取り組んでいる。教育において成果が出ている。このような取り組みの効果もあり、人口の伸びは県内で1位。救急車の現場登録の時間も早い。道路舗装率も県内で1番。出生率も高い。

どの自治体にも必ず強みがある。必ずしもデータが全てではないが、知っておく必要ある。などの説明には、自信と説得力がありました。

シティプロモーション動画は、制作費ゼロ円。政策秘書室の職員が作った。若い方が転出先を探すときにはインターネット使うので、制作し、公開している。

●政策研究所の内容

自治体間競争を勝ち抜くには政策立案能力が必要になったために設立。 地方分権により、住む人が住む場所を決めて住むようになった。

自分たちで政策を作り、実行していくことが必要。全ての職員が政策形成能力を磨いていく意識づくりも重要なこと強調されました。

利点としてはトップマネジメントの強化。市長直轄の部署で、市長の公約や目標に基づいて、

調査、研究課題が決まるとのこと。

県内には春日部市、三好市、戸田市の3自治体が政策研究所を持っている。外部型、内部型2つのパターンがあるが、戸田市は、調査研究を職員が対応する内部型。予算は少なく、迅速に設立できることが利点。

政策形成能力は、特に若手の職員に対して人材育成を行なっている。

専属職員は、1名 管理職合わせても3名。H29予算は600万円（大学との研究で240万円、日本都市センターとの研究で150万円、専門的なアドバイザー1人で60万円など）

調査研究をすすめるにあたっては、プロジェクトチームを作り、その下に、ワーキングチームを作っていました。他の自治体では課長クラスでチームを構成するが、若手を中心に構成していました。戸田市では、若いうちから政策立案能力を培っていくように工夫していました。

研究テーマの決定方法としては、戸田市にとって中長期的な課題を全庁的に募集する。内容については、1つの課の課題は除き、2から3課にまたがっていくような課題を取り上げる。課題が5月ぐらいに決まって動き始める。

外部との共同研究としては、市内に大学はないので。他市の大学連携している。研究内容は様々であるが、近年では、女性の地域開業について調査している。

シティーセールスの活動は、幅広くするのではなく、ある程度ターゲットを絞って行ってありました。

また、定住促進の側面からも、みんながつながるコミュニティアプリ（tocopuri）を開発されていました。まちの情報を気軽に集めたり、お知らせしたりするため、市民と行政との協働でまちづくりを進めるため、開発段階から市民と一緒に作り上げてきたものです。①まちの情報を閲覧する、②まちの情報を投稿する、③災害情報などの行政情報を受け取る、3つの機能がありました。

政策研究で、現在は若年層が多いまちだが、30年後は、急速な高齢化を迎える可能性がある研究結果が出たので、今から対策を立てる必要があることがわかったとのことでした。

戸田ゼミの説明を受けました。戸田市政策研究所の二つの機能「調査研究機能」「政策支援機能」の内、「政策支援機能」の研修教育事業として、若手の有志職員で構成される自主勉強会です。平成20年度に発足し、今年度で活動9年目となります。一人ひとりの政策形成能力の向上を目指して活動しています。複数の研究テーマをあげ、そのテーマごとに班分けし、それぞれで研究を重ね、ゼミ生の一年間の研究成果を発表します。活動は、時間外。超過勤務などつかない、自主的なもの。若い職員を中心、昨年は15人。やる気のある方たちが色々なテーマによって勉強し、発表しているとのことでした。

大学での寄付講座では、目白大学の学生に職員が講座をしている。実際に単位になっている。若手を中心に市職員が実際に講師をつとめる。講師になると自主的に勉強し、プレゼン能力も上がる。学生の方も自治体運営に興味を持つ。双方にとっていい影響をあたえている。レポートは政策研究所の職員も読み、確認しているとのことでした。

自治体シンクタンクとして設置している大きな意義は企画部門と独立していること。現在の企画部門は、相当業務量を持っている。それではその市独自の政策を立てる余裕がないのが実態。だから組織から独立したシンクタンクが必要だ。さらに、役所の中はデータの宝庫だが、横の庁内の繋がりが十分ではないので、いかせていないところがあるとの説明には、納得できました。首長が変わって政策研究所なくなつたところがあるそうです。

全国から視察が絶えない政策研究所を視察でき、佐藤議員への支援としての音声認識システムも視察でき、大変有意義な視察でした。

(11) 埼玉県立小児医療センター・常設アンテナショップ「おかし屋マーブル」

福祉作業所や企業などで構成するクッキープロジェクトが2016年末に埼玉県立小児医療センター内に開店した常設店。高度医療を必要とする子どもや家族がホッとできる空間を提供するとともに、多様な人がいるから面白い共生社会を提案していく店舗で、販売されているお菓子類も品質の高いものでした。



(12) 障害当事者議員に対する合理的配慮のモデル案の協議

要項P27「障害当事者議員に対する合理的配慮のモデル案」をもとに協議し、以下の点を変更し、東京ブロックで全国市議会議長会、町村議会議長会、都道府県議会議長会に提出することとしました。



- ①簡単な鏡をつける
 - ②モデル案の各項目について、具体的にイメージできるように、その根拠や理由を付け加える。
 - ③巻末に資料編として、各会員の議会においてうまくいっている事例を好事例集として付け加える。
- ※この協議の前に総会を開き、①役員体制の留任、②広報活動の再検討、③次期大会を7月に茅ヶ崎市、藤沢市での開催を決定しました。

【26日の懇親会の様子】

